

一般競争入札の公告

広島高速道路交通管制・管理補助業務

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年1月17日

広島高速道路公社 副理事長 向井 隆一

1 業務概要

- (1) 業務名
広島高速道路交通管制・管理補助業務
- (2) 業務場所
広島市東区温品一丁目8-23 外
- (3) 業務内容
交通管制業務 一式
道路巡回等
道路巡回 一式
特別巡回等 一式
道路設備点検 一式
- (4) 契約期間
契約締結の日から令和5年3月31日まで
- (5) 業務期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格

- (1) 広島高速道路公社契約細則第2条に該当していないこと。
- (2) 次のいずれにも該当していないこと。
 - ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定を受けていないこと。
 - イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定を受けていないこと。
 - ウ 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者。
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 公告日から開札の日までの間において、広島高速道路公社の指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 公告日から開札の日までの間において、営業停止処分(本件の入札に参加し、又は本件の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。)を受けていないこと。
- (6) 入札日から過去1年間、交通管制・管理補助業務に関して不正もしくは不誠実な行為又は社会的信用を損なう行為等により契約の相手方として不相当と判断され、契約解除の措置を受けていないこと。
- (7) 道路整備特別措置法に基づく会社もしくは地方道路公社の管理する有料道路(以下「有料道路」という。)における平成21年度以降に完了(業務途中である場合は、年度単位を有効とす

る。)した交通管制・管理補助業務について通算して3年以上の履行実績(業務途中である場合は、年度単位を有効とする。)を有すること。(注1)

同種業務：有料道路における交通管制・管理補助業務

(8) 業務責任者・副業務責任者(以下「業務責任者等」という。)として、下記に掲げる要件をすべて満たす者を、契約期間中1名以上配置できること。

ア 本業務に専任で配置できること。

イ 平成21年度以降に完了(業務途中である場合は、年度単位を有効とする。)した同種業務の実務経験を通算して3年以上有すること。

ウ 平成21年度以降に完了(業務途中である場合は、年度単位を有効とする。)した同種業務の管理監督経験(本業務における管制員相当職以上)を通算して2年以上有すること。

エ 平成21年度以降に完了(業務途中である場合は、年度単位を有効とする。)したトンネル防災等級A級以上のトンネルを有する同種業務の実務経験を通算して3年以上有すること。

オ 普通自動車免許(AT限定ではない)を取得しており、かつ2年以上経過していること。

カ 入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(注2)にある者であること。

(9) 管制員として同種業務の実績について、下記に掲げる要件をすべて満たす者を、業務期間中12名以上配置できること。

ア 本業務に専任で配置できること。

イ 平成21年度以降に完了(業務途中である場合は、年度単位を有効とする。)したトンネル防災等級A級以上のトンネルを有する同種業務の実務経験を通算して2年以上有すること。

ウ 普通自動車免許(AT限定ではない)を取得しており、かつ2年以上経過していること。

エ 第三級陸上特殊無線技士以上の無線従事者の資格を保有していること。

オ 入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(注2)にある者であること。

(10) 巡回長として同種業務について、下記に掲げる要件をすべて満たす者を、業務期間中12名以上配置できること。

ア 本業務に専任で配置できること。

イ 平成21年度以降に完了(業務途中である場合は、年度単位を有効とする。)したトンネル防災等級A級以上のトンネルを有する同種業務の実務経験を通算して1年以上有すること。

ウ 普通自動車免許(AT限定ではない)を取得しており、かつ2年以上経過していること。

エ 第三級陸上特殊無線技士以上の無線従事者の資格を保有していること。

オ 入札参加者と直接的雇用関係(注2)にある者であること。

(11) 巡回員として同種業務について、下記に掲げる要件をすべて満たす者を、業務期間中12名以上配置できること。

ア 本業務に専任で配置できること。

イ 普通自動車免許(AT限定ではない)を取得しており、かつ2年以上経過していること。

ウ 入札参加者と直接的雇用関係(注2)にある者であること。

(12) 業務従事者・業務員配置の留意事項

ア 業務開始までに、業務員熟練度に応じた教育訓練を実施できること。

イ 業務開始までに、現行業務受注者の業務実施内容に関する引継ぎを実施できること。

ウ 業務仕様書に記載している業務従事者に求める教育・講習及び資格を、指定の期限までに受講・取得できること。

エ (12)ア～ウに関して必要となる全ての費用を負担できること。

業務従事者：業務責任者等、管制員、巡回長、及び巡回員を示す。

業務員：管制員、巡回長、及び巡回員を示す。

(13) 国税(消費税及び地方消費税)の滞納がないこと。

(14) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

- (ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(注1) 複数の者で構成する団体(以下「団体」という。)が入札に参加する場合、提出する履行実績については構成員のうち、1者が2(7)に掲げる条件を満たしていれば、入札参加は可能とする。なお、単体で入札に参加する者は、団体の構成員となることはできない。また、同時に2以上の団体の構成員となることはできない。

(注2) 注1で規定する団体の入札参加にあつては、直接的雇用関係は、構成員のうちいずれかと直接的な雇用関係があればよいものとする。

また、恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請書提出日までに引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいう。

3 総合評価に関する事項

(1) 本件業務において、入札後に落札者決定保留を行い、入札時において入札参加者より提出された資料を用いて総合評価を行う。

(2) 総合評価の評価項目等

本業務の総合評価に関する、業務体制評価項目及び配点は、次のとおりである。

入札参加者は、入札参加時に、下記 アからカ に関する資料(以下「資料」という。)を提出すること。

ただし、入札参加者が団体の場合、下記3(2)イ、エ及びオについては次のとおりとする。

- ・入札者参加者が法人格を持つ場合、団体について評価する。
- ・入札参加者が法人格を持たず、構成員又は組合員等(以下「構成員等」とする。)のうち代表構成員又は組合代表(以下「代表構成員等」という。)を定めている場合は、代表構成員等について評価する。
- ・入札参加者が法人格を持たず、代表構成員等を定めていない場合、すべての構成員等について評価し、最も評価の低い構成員等の評価を採用する。

なお、提出後の追加資料提出及び内容変更は認めない。

ア 業務実施体制

(ア) 業務体制の妥当性(人員配置計画)

適正に業務及び業務管理を行うことのできる人員数を確保できているかを評価する。

- ・業務従事者の体制が標準案に対して2人以上増員できる場合は、8点を加点する。
- ・業務従事者の体制が標準案に対して1人増員できる場合は、4点を加点する。
- ・標準案①に示す内容は、加点しない。

- ・標準案①：2(8)～(11)に規定する最小人数の配置を計画している場合

(イ) 非常参集体制や増員・応援体制

大規模災害発生時の非常参集体制や、重大事案発生時の増員・応援体制が計画されているのかを評価する。

- ・非常時参集体制や増員・応援体制について企業の本店・支店・営業所等を含めて具体的に計画されている場合10点を加点する。
- ・非常時参集体制や増員・応援体制について本業務内で具体的に計画されている場合は5点を加点する。
- ・非常時参集体制が計画されていない場合は、加点しない。

イ 企業の能力等

同種業務実績

同種業務について企業の業務実績を評価する。この評価項目は、それぞれの内容を満足する場合は、それぞれについて加点する。

- ・平成26年度以降に完了(業務途中である場合は、年度単位を有効とする。)した同種業務の内容としてトンネル防災等級AA級トンネルを有する場合は、5点加点する。
- ・平成26年度以降に完了(業務途中である場合は、年度単位を有効とする。)した同種業務の内容として渡河橋(港湾区域又は1級河川)を有する場合は、5点加点する。
- ・上記のいずれにも該当しないときは加点しない。

ウ 技術者の能力等

業務に関する技術者・資格者の配置

業務仕様書で業務責任者に求めている本業務に関連した資格に加え、業務上の適切な判断を行える資格を保有している者を配置できるのかを評価する。

- ・危険物取扱者甲種、又は乙第1～6類取得者を配置できる場合は、4点を加点する。
- ・上記のいずれにも該当しないときは加点しない。

エ 業務品質の取組状況

企業の業務に関連する認証等

入札参加資格者が以下の業務品質の取組に係る項目に示す内容についてBCP策定済、関係ISO認証済(以下、「取得済」という。)の場合は、評価する。

業務品質の取組状況に係る項目

- ・BCP(事業継続計画)の策定済、ISO22301(事業継続)取得済、及びJIS Q 22301(事業継続マネジメントシステム)取得済(いずれか1つに限る)
- ・ISO9001(品質)の取得済
- ・ISO10002(苦情マネジメント)取得済
- ・ISO39001(道路交通マネジメント)取得済
- ・業務品質の取組状況に係る項目が2項目以上ある場合は、10点加点する。
- ・業務品質の取組状況に係る項目が1項目ある場合は、5点加点する。
- ・上記のいずれにも該当しない場合は加点しない。

オ 企業の拠点

本店・支店・営業所等の所在地

本店・支店・営業所等の所在地により評価する。

- ・広島市内又は府中町内に本店・支店・営業所等有る場合は、8点加点する。
- ・広島県内に本店・支店・営業所等有る場合は、4点加点する。
- ・上記のいずれにも該当しない場合は加点しない。

カ 教育・研修

業務に関する技術力向上の実効性

業務に関する技術力向上の実効性を、業務員に対して行う教育訓練の時間と、業務員への技能確認方法について評価する。この評価項目については、次の内容を満足する場合は、それぞれについて加点する。

- ・業務員に対して行う教育訓練の時間が標準案②を上回る場合は、5点加点する。
- ・業務員に対して行う技能確認方法が具体的な内容を示す場合は、5点加点する。
- ・上記のいずれにも該当しない場合は加点しない。
- ・標準案②：毎月1回4時間
- ・技能確認方法：頻度、知識的確認方法、実技的確認方法、評価方法、及び守秘義務の取扱い方法すべてを示す。

ア 業務実施体制

評価内容	評価基準	配点	得点
業務体制の妥当性 (人員配置計画)	業務従事者の体制が標準案①に対して2人以上増員できる。	8	得点 ① / 8
	業務従事者の体制が標準案①に対して1人増員できる。	4	
	上記以外	0	
非常参集体制や増員・応援体制	非常参集体制や増員・応援体制について、企業の本店・支店・営業所等を含め具体的に計画されている。	10	得点 ② / 10
	非常参集体制や増員・応援体制について、本業務内で具体的に計画されている。	5	
	上記以外	0	

イ 企業の能力等

評価内容	評価基準	配点	得点
同種業務実績	平成26年度以降の同種業務の内容として次の業務実績を有する。(各5点)	10	得点 ③ / 10
	・トンネル防災等級AA級トンネルの実績を有する。	5	
	・渡河橋(港湾区域又は1級河川)の実績を有する。	5	
	上記以外	0	

ウ 技術者の能力等

評価内容	評価基準	配点	得点
業務責任者の 保有資格	業務責任者が次の資格を保有している。	4	得点 ④ / 4
	・危険物取扱者甲種、又は乙種第1類～第6類を有する。(4点)		
	上記以外	0	

エ 業務品質の取組状況

評価内容	評価基準	配点	得点
企業の業務に関連する 認証等	業務品質の取組状況に係る項目が2項目以上ある。	10	得点 ⑤ / 10
	業務品質の取組状況に係る項目が1項目ある。	5	
	上記以外	0	

オ 企業の拠点

評価内容	評価視点	配点	得点
本店・支店・営業所 等の所在地	広島市内又は府中町内に本店・支店・営業所等がある。	8	得点 ⑥ / 8
	広島県内に本店・支店・営業所等がある。	4	
	上記以外	0	

カ 教育・研修

評価内容	評価視点	配点	得点
業務に関する技術 力向上の実効性	業務員に対して行う教育訓練の時間が標準案②を上回る。(5点)	10	得点 ⑦ / 10
	業務員に対して行う技能確認方法について具体的な内容を示すとき。(5点)	5	
	上記以外	0	

(3) 総合評価の方法

総合評価は、技術評価点と価格評価点を足し合わせた評価値(以下「評価値」という。)で行う。

評価値＝技術評価点＋価格評価点

技術評価点＝配分点(60点)×(評価項目毎の得点合計)／(評価項目毎の配点合計)

価格評価点＝配分点(100点)×(1－入札価格／予定価格)

なお、評価項目毎の得点は、小数第1位(第2位を四捨五入)とする。

(4) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、「価格」、3(2)に示す評価項目の資料をもって入札に参加し、次の(ア)及び(イ)すべての要件に該当する者のうち、3(3)「総合評価の方法」によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがあり、著しく不相当であると認められるときは、他の者を落札者とすることがある。

(ア) 入札価格が予定価格の制限範囲以内であること。

(イ) 提出された資料が適正であること。

イ アにおいて、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

ウ 落札者の決定を行ったときは、入札参加者に対して当該落札結果を通知する。

(5) 評価内容の担保

入札時に提出された資料の内容については、契約後に提出する業務計画書に反映させるものとし、履行状況の確認は部分検査・完了検査時に行う。

受注者の責により、入札時に提出された資料に記載されている事項が満たされなかった場合は、広島高速道路公社委託契約約款(役務の提供)第29条(発注者の解除権)によるほか、次のとおりとする。

ア 入札時に提出された資料の記述内容に虚偽があることが確認された場合は、指名停止等の措置を行うことがある。

4 入札手続等

(1) 担当部課

ア 入札・契約手続に関すること。

広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課経理係 電話(082)508-6848

イ 業務内容・総合評価に関すること。

広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部交通管理課交通管理係 電話(082)508-6820

(2) 入札説明書等の交付期間及び場所

ア 期間 公告の日から令和2年1月31日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日等を除く。)

イ 場所 (ア) 広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課経理係

(イ) 広島高速道路公社のホームページ(<https://www.h-exp.or.jp/>)

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書及び競争入札確認資料(以下「申請書等」という。)の提出期間及び場所等

ア 期間 公告の日から令和2年1月31日(金)午後5時00分まで(必着)

イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課経理係

- ウ 方法 申請書等は郵送することとし、持参又は電送によるものは受け付けない。
なお、郵送は一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で行うこと。

(4) 競争入札参加資格の確認及び通知

申請書等を提出した者について、競争入札参加資格を確認し、その結果を入札参加申請者に対して、令和2年2月5日(水)までに一般競争入札参加資格確認結果通知書により競争入札参加資格の有無の通知を行う。なお、本業務に係る競争入札参加資格を有すると確認し得る者がいないとき、本業務に係る競争入札を中止する場合がある。

5 入札日時等

(1) 入札、開札の日時(予定)、場所、入札書・資料の郵送方法等

ア 日時 令和2年2月14日(金) 午前10時00分

イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号 広島高速道路公社 会議室

ウ 方法 郵送することとし、持参又は電送による入札は認めない。なお、郵送方法は次のとおりとする。

- ・一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で行うこと。

一般書留又は簡易書留のいずれかの方法以外で提出した入札は、広島高速道路公社郵便入札なお郵送方法等の詳細は、広島高速道路公社郵便入札実施要綱第3条及び第4条の規定のとおりとする。

- ・資料を同封すること。資料については入札説明書の2による。
- ・送付先は上記4(3)イに掲げる場所とする。
- ・到達期限は、令和2年2月13日(木) 午後5時00分までとする。

エ 立会 入札参加者(入札者の代理人)は、開札に立ち会うことができる。

オ 入札書記載金額 入札書の入札金額欄には、3年間(業務期間)の総価を記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札回数等

第1回目の開札において予定価格に達する入札書が無いときは、1回に限り再度入札を行う。再度入札を行う場合は、入札参加者に対し、直ちに第1回目の最低入札価格、入札書の提出期限、入札書の送付先、開札日時及び開札場所を通知する。

(3) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 契約金額の10パーセント以上を契約締結日までに納付

ただし、国債若しくは地方債又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約又は履行保証契約を締結し、当該保険証券又は保証証券を公社に寄託したときは、契約保証金の納付を免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の提出した入札、入札に際しての注意事項に違反した入札その他広島高速道路公社契約細則第13条及び広島高速道路公社郵便入札実施要綱第6条の各号に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、広島高速道路公社により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札の

場において2に掲げる資格のない者は、競争入札参加資格の無い者に該当する。

6 その他

- (1) 入札参加者は、広島高速道路公社会計規程、広島高速道路公社契約細則、広島高速道路公社郵便入札実施要綱、その他広島高速道路公社の契約に関する要綱・要領等、広島高速道路公社委託契約約款(役務の提供)、設計図書及び仕様書等の契約条件に従い入札すること。
- (2) 入札参加者は、関係法令を遵守すること。
- (3) 設計図書等を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。
- (4) 提出された申請書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 申請書等に誤り又は不備が確認された場合、「申請書記載項目不備」として競争入札参加資格が無いものと取り扱う場合がある。
- (6) 入札公告後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行うことがあるので、入札前に公社ホームページ「調達情報」を確認すること。
- (7) 公告に定めるもののほか、本件業務についての入札手続に関する詳細は入札説明書による。

以 上